

1 調査名称：川崎市駐車場整備計画策定調査

2 調査主体：川崎市

3 調査圏域：川崎市管内

4 調査期間：平成30年度～令和2年度

5 調査概要：

川崎駅東口の中央駐車場整備地区において、駐車場の過不足や道路交通の輻輳等による都市交通機能の低下などの諸課題への対応を図るため、駐車場施策に関する基本方針や整備目標、具体的に取り組む施策などを定め、駐車場施策を総合的に推進するため、駐車場整備計画を策定する上で必要な調査・検討を行う。

## I 調査概要

### 1 調査名称：川崎市駐車場整備計画策定調査

### 2 報告書目次

- 1 中央駐車場整備地区にかかる現況資料の整理
  - 1－1 地域の概況整理
  - 1－2 川崎市における将来都市像・交通体系
- 2 駐車場整備計画の基本方針の検討、取りまとめ
  - 2－1 駐車場整備計画の策定の流れ
  - 2－2 想定される駐車場整備に関する課題
  - 2－3 駐車場整備の課題対応の考え方（基本方針（案））
  - 2－4 駐車場整備の基本方針に基づく駐車場整備施策（案）
- 3 駐車実態調査の企画、実施
  - 3－1 駐車実態調査の立案
  - 3－2 駐車施設調査の実施
  - 3－3 調査結果の取りまとめ（駐車容量（供給量））
- 4 今後の検討事項等

3 調査体制

平成30年度調査は、委託業務にて実施。  
(令和元年度以降、検討会議等設置予定。)

4 委員会名簿等：

平成30年度は設置なし

## II 調査成果

### 1 調査目的

駐車場整備計画は、駐車場法第4条の規定に則り、駐車場整備地区における現況及び将来の需給バランスの見通しを勘案し、当該地区における路外駐車場や路上駐車施設等の整備に関する計画を定めるものである。

これまで、川崎市においては、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域として駐車場法に則り、川崎駅東口地区を中央駐車場整備地区として都市計画決定している。

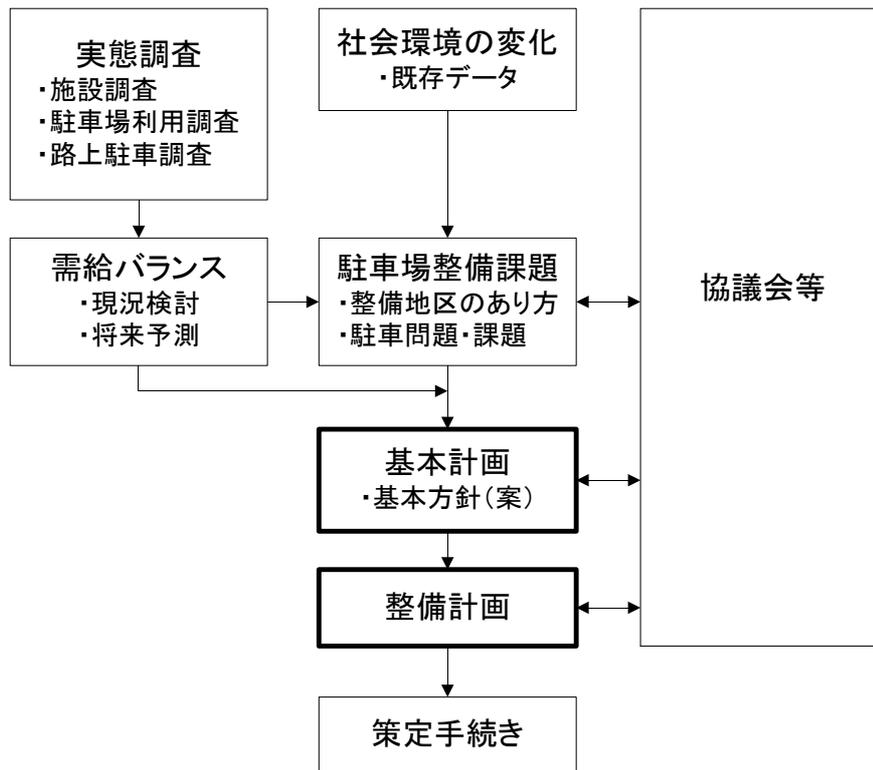
また、市域全体の取組として川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例を定め、関連法の改正や社会情勢等の変化を受け、条例改正を行いながら中央駐車場整備地区を中心に路外駐車場の整備等を推進してきている。

しかしながら、川崎駅東口地区は本市の玄関口であり、商業・業務機能が高度に集積しているが、一方で商店街等の附置義務条例の対象とならない小規模建築物が多く立地しており、商店街や出入口の幹線道路上において、路上駐車が発生し円滑な交通環境や安全な歩行環境を阻害している。

また、多様なニーズに対する駐車問題、社会情勢の変化による新たな課題に対応した駐車場施策の展開も求められている。

このようなことから、川崎駅東口中央駐車場整備地区における駐車施設等の適正整備や既存施設の有効活用など総合的な駐車対策を推進していくことを目的に川崎市駐車場整備計画を策定するものである。

## 2 調査フロー



## 3 調査圏域図

【川崎駅東口中央駐車場整備地区】



川崎市川崎区砂子1・2丁目、駅前本町、小川町、日進町の一部、東田町、堀之内町、本町1・2丁目、南町、宮本町

## 4 調査成果

### (1) 川崎市における駐車場整備に関する課題

川崎駅周辺をはじめ、川崎市において対応が必要な駐車問題は以下のとおり。

#### **課題1 駐車需要の減少傾向に対する供給過多の現状**

- ・市域全体の交通量は増加しているものの、通過交通が多いため、川崎駅周辺等の DID 地区の自動車交通量は減少傾向となっている。
- ・駐車場整備地区における過年度の駐車実態は、コインパーキング等の小規模駐車場が増加しており、駐車容量に余裕が見られる状況。
- ・平成5年7月に「川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」(以下「附置義務条例」という。)を施行し、附置義務駐車場の整備を推進してきたが、駐車場整備地区では、駐車需要の減少や供給過多、今後、大幅な駐車需要の増加が見込まれない状況があり、地区の需給バランスはより一層供給過多の傾向が強くなっていると考えられる。地区の駐車需要に適切に対応する施策の検討が必要。

#### **課題2 中心市街地における路上荷さばきの発生、常態化**

- ・商店街や幹線道路においては、貨物車両の路上荷さばきが多く見られ、常態化している状況にある。平成18年の道路交通法改正により、路上駐車取締りが強化されたが、依然として荷さばき駐車は減少する傾向はなく、交通流動や歩行環境に影響を及ぼしている。
- ・一方で、平成21年10月に附置義務条例を改正し、「荷さばき用駐車施設」の附置を義務付けたが、義務化の効果が出るには時間を要する状況。
- ・附置義務条例の対象外となる小・中規模の商業施設が集積する地区では、荷さばきスペースが不足している状況にあることから、この対策が求められている。

#### **課題3 幹線道路における客待ちタクシー、大型送迎バスの駐停車による交通流動への影響**

- ・幹線道路沿いでは、タクシー乗場以外の路上で客待ちをするタクシーが多く見られ、また、臨海部立地企業への送迎バスが駐停車し、従業員を乗降させている状況が散見される。朝・夕方の交通量ピーク時には路線バスや一般車の交通にも影響を及ぼしている状況にあり、その対策が求められている。

#### **課題4 誰もが利用しやすい駐車施設の整備**

- ・「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」や「川崎市福祉のまちづくり条例」に基づき、車いす使用者等駐車施設の確保などの駐車場のバリアフリー化の推進が求められている。

・高齢化社会を見据えた誰もが利用しやすいまちづくりの実現に向けて、ユニバーサルデザインタクシー対応の施設の整備促進など、交通環境の整備が求められている。

#### **課題5 環境に優しい交通体系を支える新技術への対応**

・排気ガスを出さない次世代自動車の普及や自動運転技術の進展、カーシェアリングやコミュニティサイクル導入の動きなど、自動車に関する社会動向の変化に対応する施策を検討していく必要がある。

#### **課題6 新たな駐車需要への対応**

・観光立国への取組による外国人観光客が増加する中、羽田空港の国際化、殿町地区（キングスカイフロント）の整備に伴うビジネス来訪者の増加、ホテル建設の増加など、川崎駅周辺地区を取り巻く環境は大きく変化している。

・こうした変化を捉えて、川崎の強みである産業シーンを活用した産業観光、集客施設と観光施設の連携による滞在型観光を推進するため、川崎駅周辺地区のアクセス機能の強化が求められている。

### **(2) 川崎駅東口駐車場整備計画の基本方針（案）の検討**

#### **【課題に対応する全体方針(案)】**

駐車場整備地区における駐車需給バランスの概況、駐車特性などを踏まえ、官民の適切な役割分担に基づき、都市機能の低下や交通混雑等の駐車場に関する諸課題への対応を総合的・計画的に推進する。

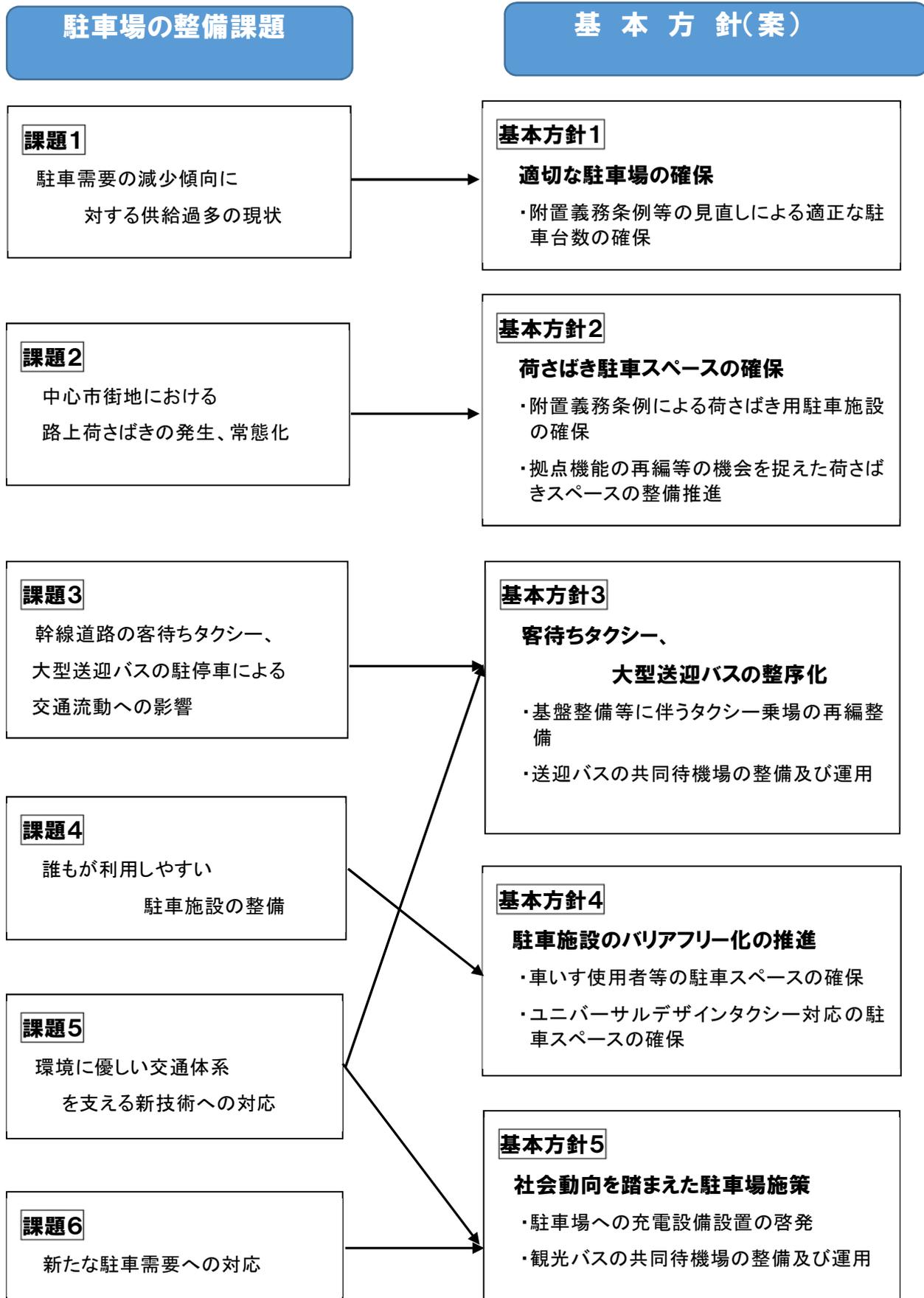
- 地区の駐車需要や多様な駐車ニーズに対応し、需給バランスやまちづくりの観点などにも配慮した適正な駐車施設の整備・推進。
- 地区における路上荷さばきやタクシーの客待ち駐車、路上における大型送迎バスの乗降などの受け皿となる施設の効率的・効果的な機能の拡充。
- 都市機能の強化、まちの魅力や活力向上のため、これまでに積み上げてきたストックや地理的優位性を活かした広域拠点の形成を支える安全で円滑な道路交通の実現。

#### **【駐車場整備の基本方針(案)】**

駐車場施策が活力ある都市活動や安全で円滑な道路交通に寄与するため、必要な駐車需要に配慮しながら、適正な駐車場の整備及び快適な交通環境の実現につながる取組を推進する。

- 都市活動を支える駐車需要（荷さばき駐車施設、自動二輪駐車施設を含む。）に対する駐車施設を確保するため、適正な整備基準に基づく駐車施設の整備を推進する。
- 地区の駐車需要やニーズの多様化などに柔軟かつ、的確に対応し、健全な都市活動を維持するために必要となる駐車場は、路上・路外を問わず適正な場所に確保する取組を推進する。

○ 中心市街地における自動車や貨物車両の路上駐車や荷さばき活動、客待ちタクシーの駐車や大型送迎バスの乗降など、交通環境悪化の要因となる路上駐車について、適切に対応する。



### (3) 基本方針（案）に基づく駐車場整備施策（案）の検討

課題に対する基本方針を推進していくための施策を定めるものとする。

#### **基本方針1 適切な駐車場の確保**

**施策①：** 地区や駐車需要等に応じた附置義務条例の駐車原単位の設定

附置義務条例の見直しにより、駐車需要に応じた「原単位」を設定し、建築物の附置義務駐車場を整備する。

**施策②：** 附置義務条例の対象となる床面積の見直し

小・中規模建築物が集積する地区の道路事情や土地利用の状況を鑑み、附置義務条例対象の床面積の基準の見直しを行い、まちづくりの観点を踏まえた附置義務駐車場の整備を推進する。

#### **基本方針2 荷さばき駐車スペースの確保**

**施策①：** 路上・路外における荷さばきスペースの確保

附置義務条例に基づき、適正台数を確保します。また、路上荷さばきスペースの確保に向けて、関係機関と連携して取組を推進する。

**施策②：** 拠点機能の再編等の機会を捉えた荷さばきスペースの確保

地区内の開発動向等の機会を捉えて、荷さばき用スペースの確保に向けて、開発事業者等と連携して整備を推進する。

**施策③：** 荷さばきルールの普及・啓発を実施する。

#### **基本方針3 客待ちタクシー、大型送迎バスの整序化**

**施策①：** 拠点機能の再編等の機会を捉えたタクシー乗場の再編整備

地区内の拠点機能の再編の機会を捉えて、タクシー乗場の再編整備を推進する。

**施策②：** 送迎バス発着のための共同待機場の整備及び運用

大型送迎バスが発着できるスペースの確保に向けて、関係機関と協議調整を行い、整備を推進する。

また、共同待機場の適正な運用、維持管理体制の構築に向けて関係事業者と協議調整を行い、取り組みを推進する。

#### **基本方針4 駐車施設のバリアフリー化の推進**

**施策①：** 車いす利用者用駐車スペースの確保

「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「川崎市福祉のまちづくり条例」、駐車場法に基づき、駐車施設のバリアフリー化を推進し、車いす利用者用駐車施設の確保を推進する。

**施策②：** ユニバーデザインタクシーに対応する駐車スペースの整備

誰もが利用しやすい交通環境の実現に向けて、ユニバーサルデザインタクシー対応の駐車施設の整備を推進する。

#### **基本方針5 社会動向を踏まえた駐車場施策**

**施策①**：電気自動車等の充電設備設置の啓発

電気自動車等の普及に向けて、より一層利用しやすい環境を整備するため、駐車場への充電設備の設置の啓発に取り組む。

**施策②**：観光バス発着の共同待機場の整備・運用

送迎バスの共同待機場に観光バスを受け入れ、運用するなど、観光バス需要に対応する。

する社会動向の変化に対応する施策を検討していく必要がある。

**課題6 新たな駐車需要への対応**

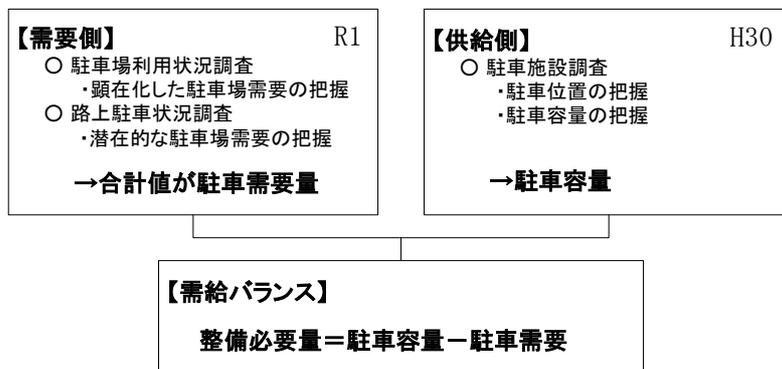
・観光立国への取組による外国人観光客が増加する中、羽田空港の国際化、殿町地区（キングスカイフロント）の整備に伴うビジネス来訪者の増加、ホテル建設の増加など、川崎駅周辺地区を取り巻く環境は大きく変化している。

・こうした変化を捉えて、川崎の強みである産業シーンを活用した産業観光、集客施設と観光施設の連携による滞在型観光を推進するため、川崎駅周辺地区のアクセス機能の強化が求められている。

**(4) 駐車実態調査の実施**

駐車施設の需給バランス検討の基礎資料となる駐車実態調査の一環として、平成30年度においては、供給側（駐車容量）のデータ収集を行う。

なお、令和元年度に駐車場利用状況調査等の需要側の調査を行うことにより、需給バランス（整備容量）を検討するものである。



ア 調査対象：戸建ての車庫を除く駐車施設全て（容量制限なし）を対象

イ 調査期間：平成30年11月28日（水）～12月7日（金）

ウ 計測方法：調査員が対象地域内を巡回し、目視により駐車容量を調査票に記載する。

なお、建物付帯の駐車施設において管理人等、有人で管理している場合は、調査趣旨を説明し、ヒアリング等により駐車容量を計測する。

エ 計測項目：車種ごとの駐車容量（台数）、運用形態、構造形態等

オ 調査結果：次ページのとおり

【全駐車施設 調査結果】

